

議第112号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。
別表右京福祉事務所の項中「京都市右京区太秦蜂岡町31番地」を「京都市
右京区太秦下刑部町12番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

右京福祉事務所の位置を変更する必要があるので提案する。